

三河湾流域圏検討会について

(1) 設立趣旨

閉鎖性水域である三河湾の浄化等を含めた三河地域の森・川・海の「健全な水・物質循環系の構築」に向けた取り組みは、特定の分野やテーマについて、個々の検討組織や施策等により進められているが、これらが統合化されて、「情報共有」、「施策調整」、「行動計画の策定」を推進していく、国・県・市町村等を含めた産・学・官・民による広域的な組織は存在していない。

こうした中、平成18年2月、「健全な水・物質循環の構築」等を基本方針とした「伊勢湾再生行動計画」の策定を目指した『伊勢湾再生推進会議』が設置され、本格的な検討が開始された。『伊勢湾再生推進会議』では、三河湾も対象となっており、名古屋市、三重県等が関わる伊勢湾域とは、産業経済活動や水循環域の諸環境が異なる。このため策定される再生行動計画の実効性をより高めさせるためには、モデル圏域を設定し、具体的な検討を行っていくことが肝要である。

三河湾は、豊川流域圏、矢作川流域圏に共有される海域であり、これまでの『豊川流域圏一体化検討準備会』、『矢作川の環境を考える懇談会』等において、関係する諸課題が抽出されている。また、既に三河湾の水質浄化対策として、覆砂や人工干潟の整備が進められる等、様々な研究・分析、実験等が行われているとともに、特色ある市民団体による「森・川・海」に関わる環境保全活動が地域と一体的に推進されてきている。

以上から、「伊勢湾」の中に位置する「三河湾」をモデルケースとし、三河地域の森・川・海までの水・物質循環系の構築等について、当面、主要な行政組織を基本に「三河地域の森・川・海までの水循環系の圏域」(三河湾流域圏)を対象とし、課題や施策等の情報共有、連絡・調整を行い、課題解決に資する「行動計画」策定に向けた骨子を検討するための「三河湾流域圏検討会」(仮称)(以下、「検討会」という。)を設立する。

また、行動計画の骨子では、「市民参加型」による、健全な水・物質循環系の構築へ向けた活動も対象とし、行動計画の具体化を図る組織化も併せて検討する。

なお、本検討会の検討経過・結果は、『伊勢湾再生連絡調整会議』に報告していく。

(2)委員

参加機関は、当面、国・愛知県・岐阜県等を中心とする主要行政機関にて組織する。尚、検討内容に応じて、他機関や学識者等(専門家等)の参加を要請する。

■参加組織

農林水産省	東海農政局	農村計画部 農村振興課長 整備部 設計課長
林野庁	中部森林管理局	名古屋事務所 副所長
愛知県	知事政策局	企画課長
	環境部	水地盤環境課長
	農林水産部	農林政策課長
	建設部	下水道課長 河川課長 港湾課長
岐阜県	総合企画部	総合政策課長
国土交通省	中部地方整備局	企画部広域計画課長 建政部都市整備課長 河川部河川環境課長 三河港湾事務所長 設楽ダム工事事務所長 矢作ダム管理所長 豊橋河川事務所長

(事務局)

国土交通省	中部地方整備局	企画部 広域計画課 豊橋河川事務所
-------	---------	----------------------

(3)経緯

- ・第1回(平成18年5月29日)
三河湾流域圏検討会の設立について

- ・第2回(平成19年1月10日)
三河湾流域圏再生行動計画の骨子(案)について